No.１７

令和６年（９月）

第３回定例会議案
参　考　資　料

熊谷市

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第７６号	熊谷市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	こども課	1
第７７号	熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保険年金課	2
第７８号	熊谷市営住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表	営繕課	3
第７９号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	4
第８２号	工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事）	教育総務課（契約課）	5
第８３号	工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市立別府中学校管理棟改修建築工事）	教育総務課（契約課）	6
第８４号	工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市立籠原小学校管理教室棟（Ｂ棟）改修建築工事）	教育総務課（契約課）	7
第８５号から第９３号まで	財産の取得について（追認）（小学校教師用指導書等学校別納品数内訳書）	教育総務課	8
第９４号	損害賠償の額の決定及び和解について（位置図及び拡大図）	土地区画整理事務所	9
第９５号	埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約案新旧対照表	保険年金課	１０
第９６号	認定路線調書・位置図	管理課	１１

議案第７６号の参考資料

熊谷市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市こども医療費の助成に関する条例（平成１７年条例第１４０号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（助成の対象） 第３条　（略）	（助成の対象） 第３条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、医療費の助成を受けようとする保護者又はその配偶者が医療費の助成を受けようとする日において、その日の属する会計年度の前年度の末日までに納期が到来した市税その他規則で定める徴収金を滞納している場合は、当該保護者は、助成の対象としない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

議案第７７号の参考資料

熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市国民健康保険条例（平成１７年条例第１６０号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
第１６条　この市は、世帯主が法第９条第１項若しくは第５項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、１０万円以下の過料を科する。	第１６条　この市は、世帯主が法第９条第１項若しくは第９項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、１０万円以下の過料を科する。

議案第７８号の参考資料

熊谷市営住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市営住宅条例（平成１７年条例第２２１号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（入居者の資格） 第６条　（略） ２　前項に規定する高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 ⑴～⑺　（略） ⑻　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する被害者（配偶者暴力防止等法第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）で、次のア又はイのいずれかに該当するもの ア　（略） イ　配偶者暴力防止等法第１０条第１項又は第１０条の２（これらの規定を配偶者暴力防止等法第２８条の２において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの ３・４　（略）	（入居者の資格） 第６条　（略） ２　前項に規定する高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 ⑴～⑺　（略） ⑻　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する被害者（配偶者暴力防止等法第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）で、次のア又はイのいずれかに該当するもの ア　（略） イ　配偶者暴力防止等法第１０条第１項（配偶者暴力防止等法第２８条の２において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの ３・４　（略）

議案第７９号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>熊谷市立妻沼西児童クラブ</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>熊谷市立第２妻沼西児童クラブ</u></td><td><u>熊谷市弥藤吾６９２番地３</u></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td><td>別表（第２条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>熊谷市立妻沼西児童クラブ</td><td>（略）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

議案第８２号の参考資料　　工事請負契約の締結についての変更について(熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事)

変　更　請　負　代　金　額　算　出　表

当初設計額	当初請負代金額	変更設計工事価格	変更請負代金額	消費税相当額	摘要
税込	税込	税別	税込	内	
391,160,000	360,800,000	359,000,000	364,210,000	33,110,000	

当初請負代金額	360,800,000	×	変更設計工事価格	359,000,000	＝ 331,105,700
当初設計金額	391,160,000				変更請負工事価格(改め) 331,100,000
(請負率)	92.23%				

変更請負工事価格	331,100,000	×0．10＝	33,110,000	消費税相当額

合計(変更請負代金額)＝ **364,210,000**

当初請負代金額との差額　3,410,000 円の増

議案第８３号の参考資料　　工事請負契約の締結についての変更について(熊谷市立別府中学校管理棟改修建築工事)

変　更　請　負　額　算　出　表

当初設計額	当初請負額	変更設計工事価格	変更請負額	消費税相当額	摘要
税込	税込	税別	税込	内	
390,060,000	359,260,000	357,700,000	362,340,000	32,940,000	

当初請負金額	359,260,000	×	変更設計工事価格	357,700,000	＝ 329,441,700
当初設計金額	390,060,000				変更請負工事価格(改め) 329,400,000
(請負率)	92.10%				

変更請負工事価格	329,400,000	×0．10＝	32,940,000	消費税相当額

合計(変更請負額)＝ **362,340,000**

当初請負代金額との差額　**3,080,000** 円の増

議案第８４号の参考資料　　工事請負契約の締結についての変更について(熊谷市立籠原小学校管理教室棟(Ｂ棟)改修建築工事)

変　更　請　負　額　算　出　表

当初設計額	当初請負代金額	変更設計工事価格	変更請負代金額	消費税相当額	摘要
税込	税込	税別	税込	内	
366,300,000	349,580,000	336,300,000	352,990,000	32,090,000	

当初請負代金額	349,580,000	×	変更設計工事価格	336,300,000	＝ 320,931,090
当初設計金額	366,300,000				変更請負工事価格(改め) 320,900,000
(請負率)	95.43%				

変更請負工事価格	320,900,000	×０．１＝	32,090,000	消費税相当額

合計(変更請負額)＝ **352,990,000**

当初請負代金額との差額 **3,410,000** 円の増

議案第８５号から議案第９３号までの参考資料　財産の取得について（追認）

小学校教師用指導書等学校別納品数内訳書

１　小学校教師用指導書（平成２７年度取得分）　（単位：冊）

	熊谷東	熊谷西	石原	玉井	熊谷南	吉岡	別府	新堀	吉見	市田	江南南	江南北	合計
㈲杉浦書店	408	522	424	356	273	356	273	273	273	190	273	190	3,811

	成田	大幡	佐谷田	大麻生	久下	中条	三尻	奈良	星宮	桜木	籠原	合計
㈱藤村書店	356	356	273	273	273	249	412	273	107	190	439	3,201

２　小学校教師用指導書（令和２年度取得分）　（単位：冊）

	熊谷東	熊谷西	石原	玉井	熊谷南	吉岡	別府	新堀	吉見	市田	江南南	江南北	市教委	合計
㈲杉浦書店	366	500	500	299	232	299	299	232	232	165	232	232	135	3,723

	成田	大幡	佐谷田	大麻生	久下	中条	三尻	奈良	星宮	桜木	籠原	合計
㈱八木橋	299	366	232	232	299	165	299	232	98	232	433	2,887

３　小学校教師用教科書準拠教材（令和２年度取得分）　（単位：式）

	熊谷東	熊谷西	石原	玉井	熊谷南	吉岡	別府	新堀	吉見	市田	江南南	江南北	合計
㈲杉浦書店	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	252

	成田	大幡	佐谷田	大麻生	久下	中条	三尻	奈良	星宮	桜木	籠原	合計
㈱八木橋	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	231

４　小学校教師用指導書（令和６年度取得分）　（単位：冊）

	熊谷東	熊谷西	石原	玉井	熊谷南	吉岡	別府	新堀	吉見	市田	江南南	江南北	市教委	合計
㈲杉浦書店	524	524	706	524	354	354	439	354	354	269	354	354	92	5,202

	大幡	佐谷田	大麻生	久下	中条	三尻	奈良	桜木	籠原	成田星宮	合計
㈱八木橋	524	354	354	354	269	354	354	269	609	524	3,965

	長井	秦	妻沼	男沼	太田	妻沼南	合計
㈲関口書店	354	269	354	172	184	196	1,529

議案第９４号の参考資料　損害賠償の額の決定及び和解について

位置図

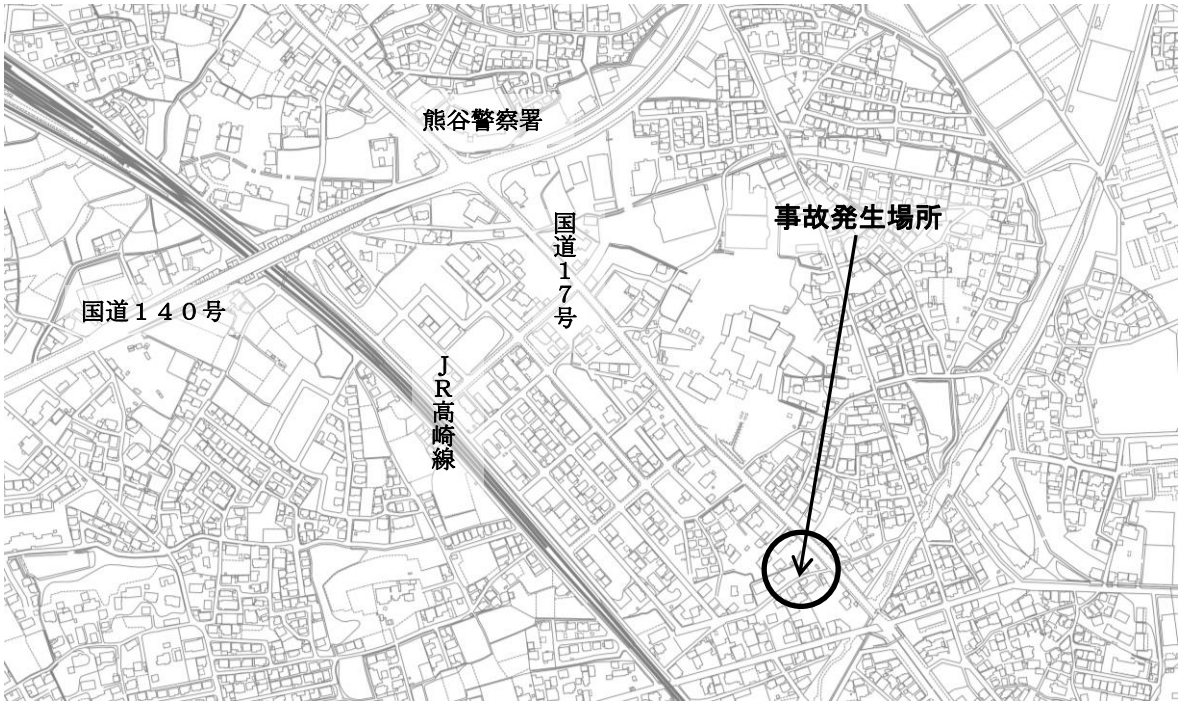

拡大図

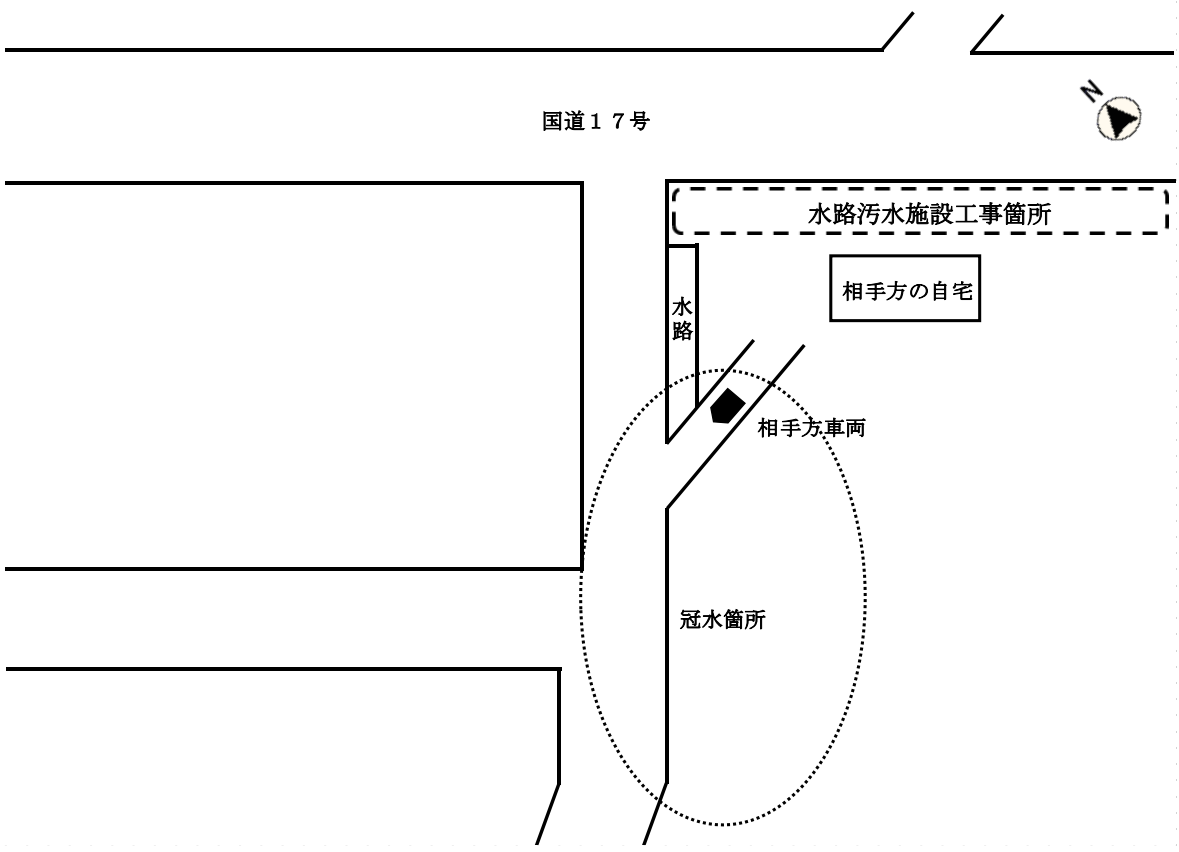

議案第９５号の参考資料

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約案新旧対照表

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年指令市第２０７９号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
別表第１（第４条関係） １　（略） ２　資格確認書等の引渡し ３　資格確認書等の返還の受付 ４～６　（略）	別表第１（第４条関係） １　（略） ２　被保険者証及び資格証明書の引渡し ３　被保険者証及び資格証明書の返還の受付 ４～６　（略）

議案第　９６　号の参考資料

認定路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	認　定　理　由
1	市道　11060　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
2	市道　11061　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
3	市道　11062　号線	未認定の道路を市道として管理したいため
4	市道　30448　号線	(仮称) 道の駅「くまがや」整備事業により新設される道路を市道として管理したいため
5	市道　70592　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため

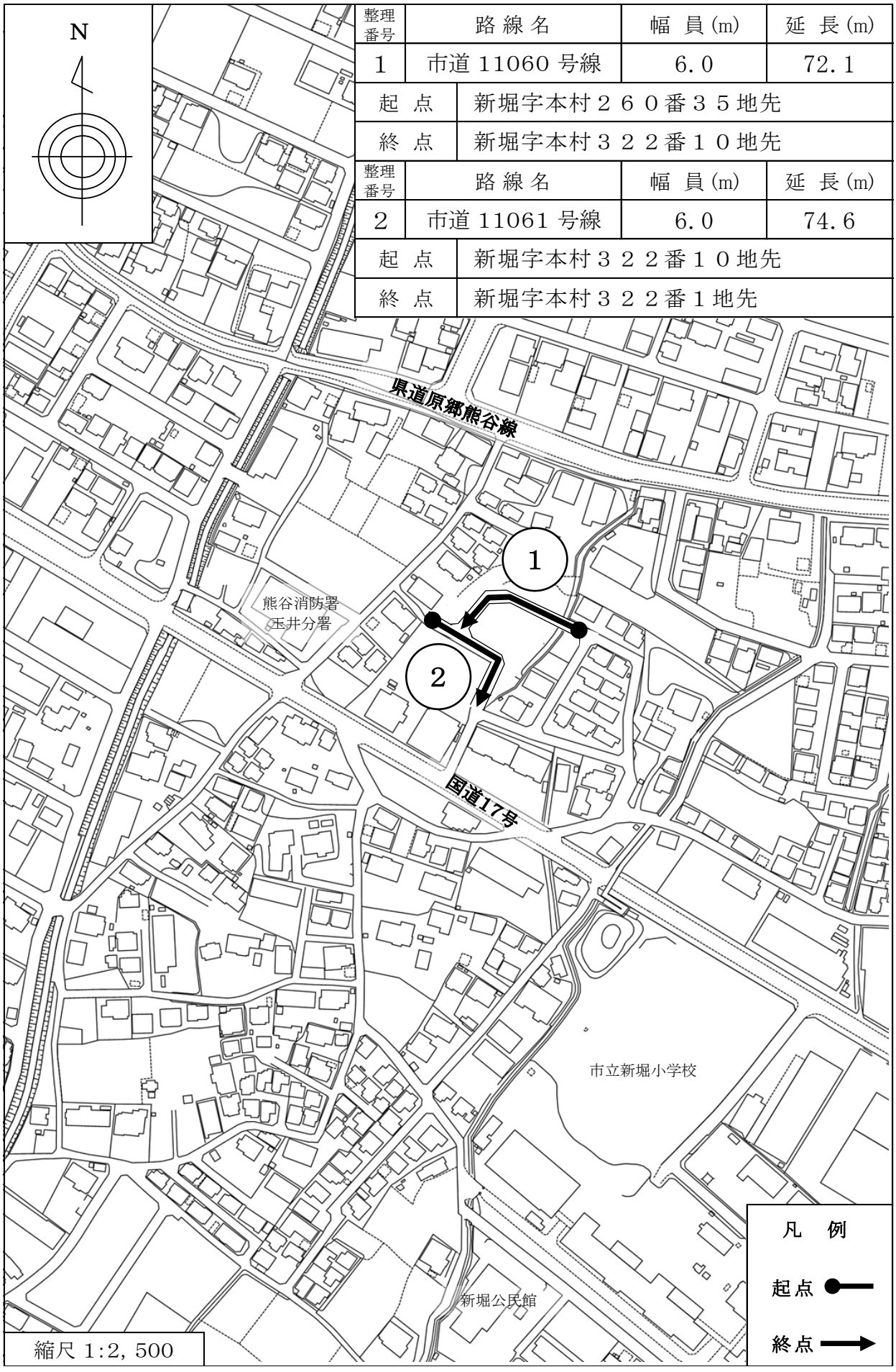

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1	市道 11060 号線	6.0	72.1
起点	新堀字本村２６０番３５地先		
終点	新堀字本村３２２番１０地先		

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
2	市道 11061 号線	6.0	74.6
起点	新堀字本村３２２番１０地先		
終点	新堀字本村３２２番１地先		

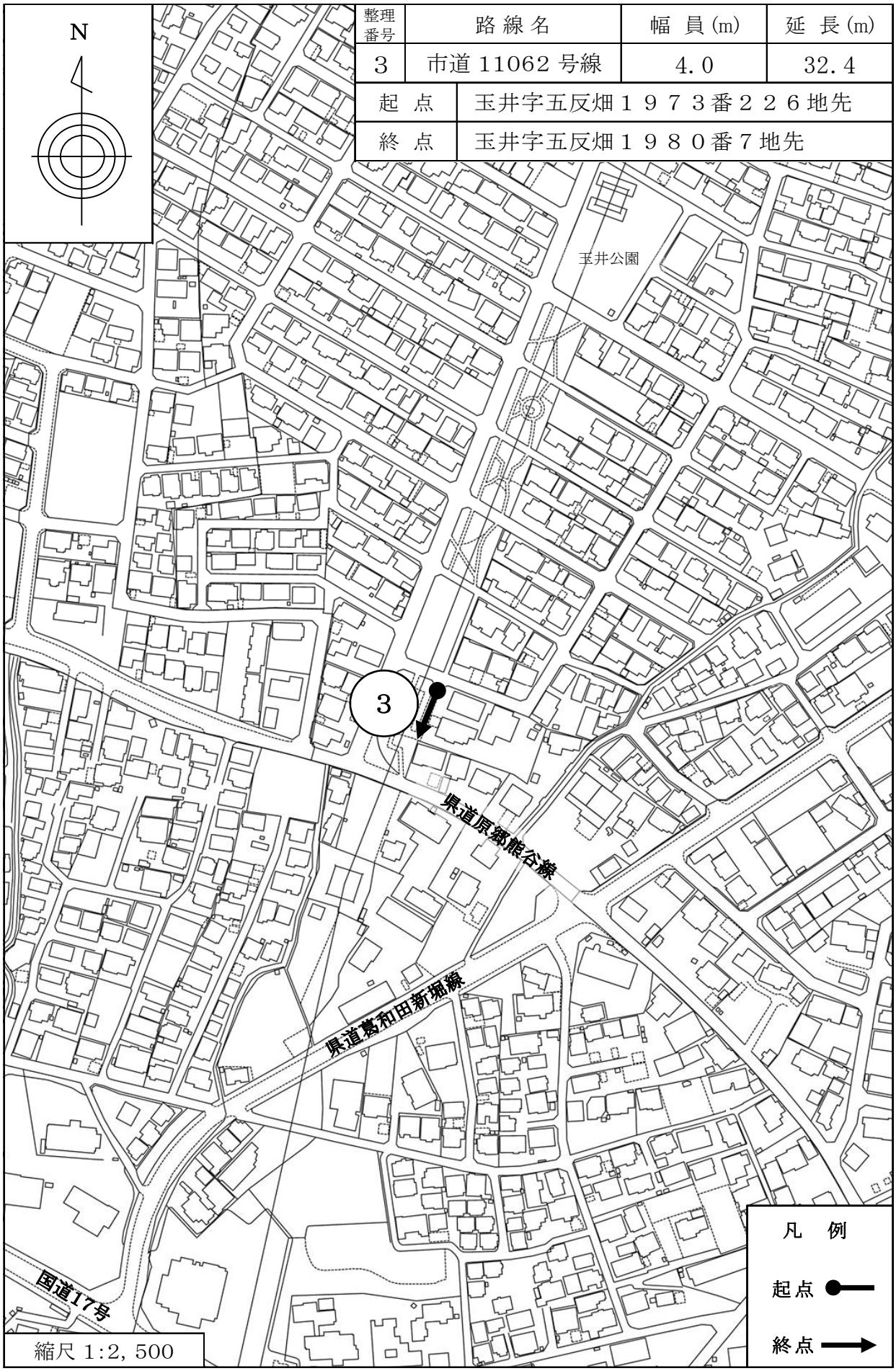
N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
3
市道 11062 号線
4.0
32.4
起点
玉井字五反畑１９７３番２２６地先
終点
玉井字五反畑１９８０番７地先
玉井公園
3
県道原郷熊谷線
県道葛和田新堀線
国道17号
縮尺 1:2,500
凡例
起点
終点

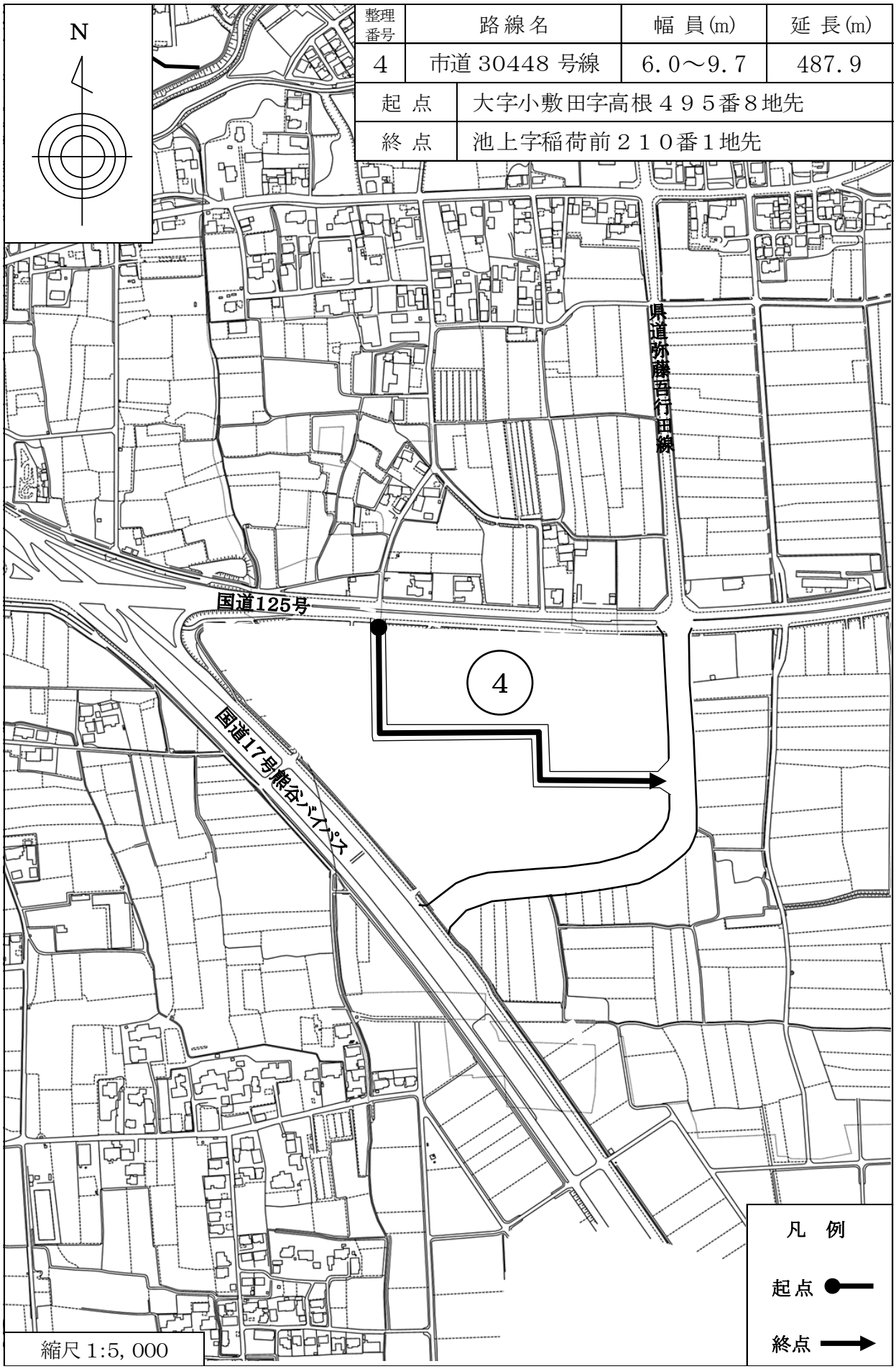
N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
4
市道 30448 号線
6.0～9.7
487.9
起点
大字小敷田字高根４９５番８地先
終点
池上字稲荷前２１０番１地先
県道弥藤呂行田線
国道125号
4
国道17号熊谷バイパス
縮尺 1:5, 000
凡例
起点
終点

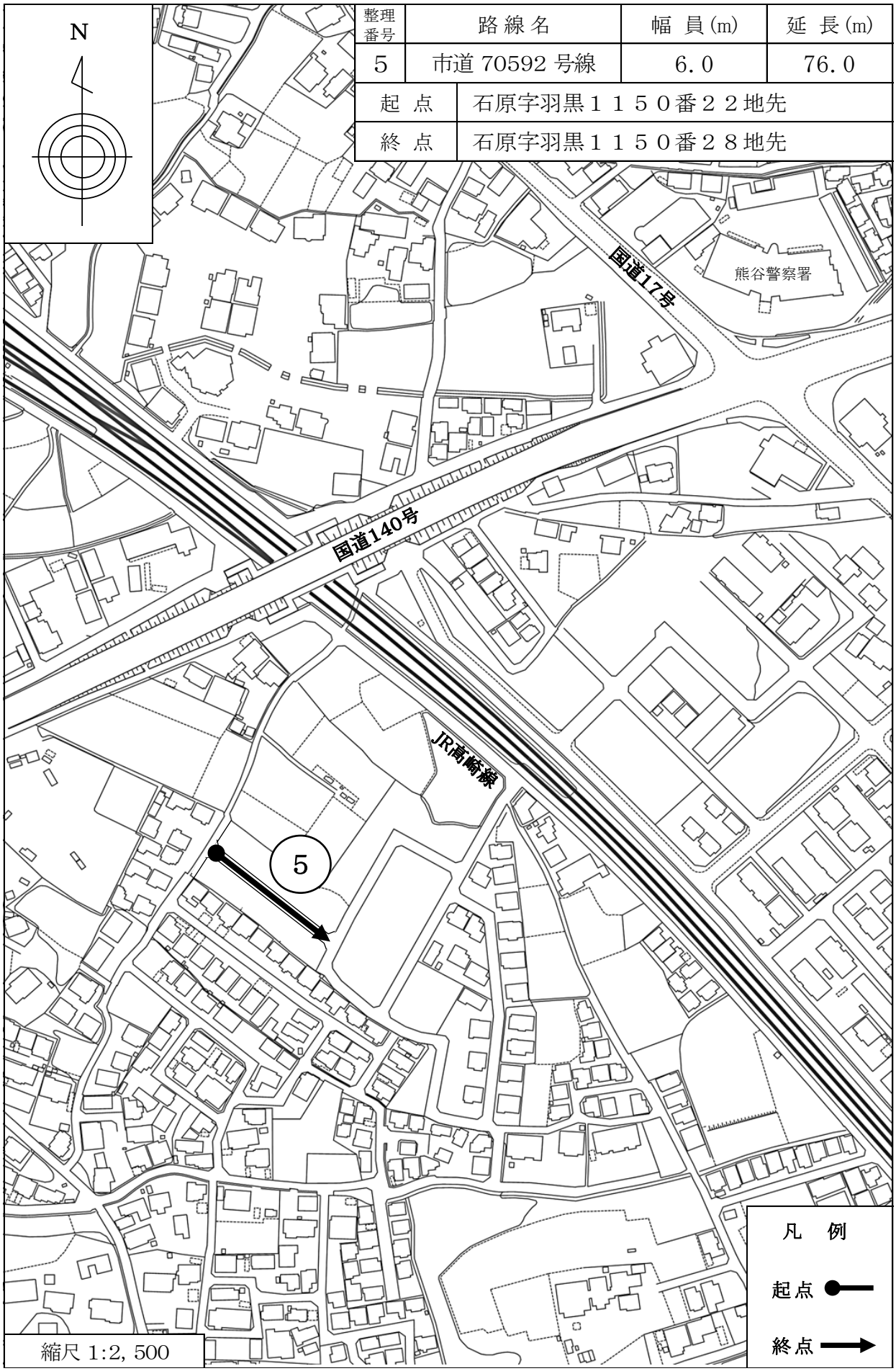
N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
5
市道 70592 号線
6.0
76.0
起点
石原字羽黒１１５０番２２地先
終点
石原字羽黒１１５０番２８地先
国道17号
熊谷警察署
国道140号
JR高崎線
5
縮尺 1:2, 500
凡例
起点
終点